

現 場 説 明 書

1 請負契約書案について

契約書の条項		説明事項
機械・電気	業務	
8-1	7-1	監督員（担当職員）の通知は、監督を統括する建設所長等が行う。
9-1	8-1	管理技術者及び業務管理責任者の氏名を通知する場合は、それぞれ経歴書を添付すること。
20-1	13-1	一 請負代金額の変更の時期は、原則としてその必要が生じた都度行うが、変更見込金額が請負代金額の10分の1以内の場合は履行期間末に行う。 二 請負代金額の変更については、発注者の変更積算額に請負比率（請負代金額を現契約の発注者の積算額で除した比率）を乗じて算出する金額を基に予定価格を設定し、その制限の範囲内で発注者と受注者とが協議して定める。
21-1	14-1	賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）の再度の請求は、前回スライドの請求を受理した日から12ヶ月を経過した後でなければこれを行うことができない。
29-2	-	業務の完了前に引渡しを行った部分（指定部分に係る箇所を含む。）については、完了部分に係る請負代金相当額を部分払として請求することができる。

[注] 機械・電気通信設備点検整備業務及び業務請負契約書以外に使用する場合は、説明事項に該当する契約書条項を記入し、適宜修正して使用すること。

2 公正な入札の確保について

この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

3 契約書等の提出について

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約職等から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間及び8月13日から16日までの間は、含まない

ものとする。)に、これを契約職等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、この期間内に契約書を提出することが困難であるときは、落札者は、あらかじめ、書面によりその旨を契約職等に申し出、契約職等の承諾を得ることにより、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(3) 契約書の作成を要しない場合（請負代金額が150万円以下の業務で、契約職等が契約書の作成の必要がないと認めて指示した場合）においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約職等に提出しなければならない。ただし、契約職等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

4 契約の確定について

契約書を作成する場合においては、契約職等が落札者とともに契約書に記名押印しなければ、契約は確定しないものとする。

5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 独立行政法人水資源機構が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。